

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和5年6月9日

長崎県知事 大石 賢 吾

令和4年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第2号）

令和4年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ17,077千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ190,794千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸収入		千円 199,456	千円 Δ17,077	千円 182,379
	1 雑入	199,456	Δ17,077	182,379
歳入合計		207,871	Δ17,077	190,794

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 庁用管理費		千円 207,871	千円 Δ17,077	千円 190,794
	1 庁用管理費	77,282	Δ3,588	73,694
	2 文書管理費	130,589	Δ13,489	117,100
歳出合計		207,871	Δ17,077	190,794